

外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業）
補助事業実績報告書

1. 基本情報					
事業分野	D：領土・海洋をめぐる問題				
事業の名称	海洋ガバナンス：国際海洋秩序と海洋安全確保				
事業実施期間	() 1年間（平成 年度） (○) 2年間（平成27年度～平成28年度）（うち1年目）				
責任機関	組織名	株式会社三菱総合研究所			
	代表者氏名 (法人の長など)	大森 京太	役職名	代表取締役社長	
	本部所在地	〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目10番3号			
	① 事業代表者	フリガナ	ワセダ サトシ		
		氏 名	早稻田 聡		
		所属部署	科学・安全政策研究本部	役職名	主席研究員
		所在地	〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目10番3号		
	② 事務連絡担当者	フリガナ	オオトモ オサム		
		氏 名	大友 理		
		所属部署	科学・安全政策研究本部	役職名	主任研究員
		所在地	〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目10番3号		
	事業実施体制				
事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職		役割分担	
三菱総合研究所					
事業総括	早稻田 聡	科学・安全政策研究本部 主席研究員		事業代表者	
総括補佐	羽生 哲也	科学・安全政策研究本部 主席研究員		東大連携担当	
研究担当	大友 理	科学・安全政策研究本部 主任研究員		事務連絡担当 Task3：シーレーン確保、海賊対策等の調査分析	
研究担当	角田 智彦	科学・安全政策研究本部 主任研究員		Task2：国際海洋ガバナンスの調査分析 (注：2015年8月まで)	
研究担当	内田 敦	科学・安全政策研究本部		Task4：海洋安全保障における	

		主任研究員	日米協力
研究担当	武藤 正紀	科学・安全政策研究本部 研究員	Task2: 国際海洋ガバナンスの 調査分析
研究担当	田中 奈菜子	科学・安全政策研究本部 研究員	Task1: 基礎調査
研究担当	鞆田 健	科学・安全政策研究本部 研究員	Task1: 基礎調査
研究担当	北原 貴子	科学・安全政策研究本部 研究助手	Task1: 基礎調査
東京大学			
研究会主査	城山 英明	公共政策大学院長 教授	東大側事業総括 海外連携担当
研究担当	西本 健太郎	公共政策大学院非常勤講師 (東北大学大学院法学研究科 法学部 准教授)	Task2: 国際海洋ガバナンスの 調査分析
研究担当	許 淑娟	公共政策大学院非常勤講師 (立教大学法学部 准教授)	Task2: 国際海洋ガバナンスの 調査分析
研究担当	菅野 直之	公共政策大学院特任助教	Task3: シーレーン確保、海賊 対策等の調査分析
研究担当	永井 雄一郎	公共政策大学院特任研究員	Task4: 海洋安全保障における 日米協力

2. 事業の背景・目的・意義

2.1 事業の背景

海洋分野における国家の権利義務関係を包括的に定める「海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS)」が 1982 年に採択され、1994 年に発効している。我が国も関連国内法を整備した上で、これを世界で 94 番目に批准しており、1996 年 7 月 20 日に国内で効力が発生している。UNCLOS に基づく、法秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の実現は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、各国と連携した海洋秩序の構築、適切な管理の実施が求められている。特に、そのための海洋監視能力の強化、シーレーンの確保は日本のみでは実現できず、アジア・太平洋、アフリカ諸国との連携や能力開発が不可欠であり、戦略的方策の検討が急務である。

また、この海洋監視能力の強化では、「海洋状況把握」(MDA) つまりセキュリティ、安全、経済、環境等に影響を与える海洋環境や状況の包括的監視の推進が、二国間・多国間の連携のもとで検討されている。日本においても、日米同盟協力を通じた海洋安全保障の中核的要素として検討課題となっている。

シーレーンの確保では、例えば、世界有数の輻輳海域であるマラッカ・シンガポール海峡では、貨物船アロンドラ・レインボウ号 (1999 年) やタグボート章駄天号 (2005 年) による日本人の被害も受け、日本では、アジア地域における海上保安機関間の連携協力関係の構築や巡視船・教育訓練船の供与等を行っている。また、欧州とアジアを結ぶ海上輸送路の要衝であるソマリア沖・アデン湾においても、昨今の海賊事件の頻発から我が国経済や国民生活に必要な物資の安定輸送に影響を及ぼしかねない状況になっており、ジブチを拠点とし、2009 年より護衛艦 2 隻や P-3C 哨戒機を派遣し警戒監視活動を行っている。このように、非国家主体による海賊行為、テロ行為等、伝統的な外交安全保障のアプローチでは対処しきれない課題が増加しつつあり、アジアやアフリカ等における周辺国との国際協力の更なる推進による対応について検討が必要である。

一方で、海洋は広大で未だその全容が知れぬ人類のフロンティアであり、熱水鉱床やコバルトリッチクラストのような、科学技術の進展に伴って開発への期待が高まっている新たな海底鉱物資源もある。日本の有する科学技術力を持って海洋空間の適切な理解と管理に貢献するなど、世界の海洋秩序構築をリードし真の海洋国家を目指す戦略的アプローチの検討が必要である。すなわち、新たな海洋空間における新たな課題を複眼的に捉え直し、日本の取るべきアプローチの検討・政策提言が求められている。

複眼的な考え方として、例えば、UNCLOS のもとでの海洋権益には次の 2 つ基調がある。①「権利」の考え方：第 121 条に示される「島」の定義と「島」の領海等の制度等。②「義務」の考え方：第 12 部の海洋環境と保護・保全の義務 (第 192 条) 等。

近年の海洋権益の保全においては、後者の「義務」の考え方を重視されつつあり、1992 年の地球サミット以来、2010 年の愛知目標も含め、各国において海洋環境保全を前面に出した政策が行われている。例えば、排他的経済水域 (EEZ) の枠を超えて生態系を前提とした広い海域で検討される米国の海域管理計画、文面上は生態系の保全等を前面に出している中国の離島管理法制である「海島保護法 (2010 年)」など、環境保全を主張することで、結果として海洋権益の保全を行えていることが特徴である。特に米国においては、キリバス等の EEZ が隣接する国と環境保護区のネットワーク化を行うなど、国際的な連携のもとで施策を進めている。

このような中、国際海底機構 (ISA) が管理する公海域の海底鉱物資源についても、開発段階の環境保全が重視されており、平成 26 年度から内閣府で推進されている SIP の課題において、その環境保全のル

ール化、国際標準化を主導することが出口戦略として検討されている。同様の取り組みは様々な分野で行われており、例えば海上交通の分野では、日本が国際海事機関（IMO）における温室効果ガス排出のルール化を主導し、結果としてエコシップ等の日本における造船業界の船舶の付加価値化に貢献している。また、水産資源の分野でも、中西部太平洋のマグロ資源の問題において国際世論を背景に、日本が一定の利益を確保できる未成魚の漁獲量 50%削減を推進するなど、有効な取り組みが行われている。

2.2 事業の目的

UNCLOS に基づく、法秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の実現は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、各国と連携した海洋秩序の構築、適切な管理の実施が求められている。本事業では、国際公共財（グローバル・コモンズ）であり、領土・領域保全、安全保障や国益・国際利益確保において重要な海洋空間における新たな課題（海賊問題、海底鉱物資源等）に対応するため、法秩序に則った日本として取るべきアプローチの検討、政策提言、そして国際協力の推進を目的とする。この際、海底鉱物資源等の深海底・公海域といった新たな海洋空間の新たな課題や、海賊問題等の非国家主体が対象となる新たな外交安全保障の課題をテーマとし、複眼的な検討を行う。すなわち、UNCLOS の第 12 部に示されている「海洋環境と保護及び保全」の観点も重視されつつある、近年の新しい海洋安全保障の考え方にも留意し、複眼的に課題を検討することで、「開かれ安定した海洋」の実現における戦略的な方策を具体化することを目指す。

2.3 事業の意義

このような「開かれ安定した海洋」の実現に向けた検討は、「国家安全保障戦略」（2013 年）に記されている海洋安全保障確保に係る戦略的アプローチにも貢献する、意義のあるものである。

- ・ 海洋国家として、力ではなく、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法に則った紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を發揮する。
- ・ 海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用を含めて総合的に強化する。
- ・ シーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。

さらに、「国家安全保障戦略」も踏まえて改定された新たな「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月閣議決定）では、「開発」の概念が平和構築やガバナンスを対象と含むなど、法の支配の促進が前面に出されている。また、重点課題の一つとして、「海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。」（イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現）ことが明記されており、海洋空間におけるガバナンス強化での途上国との協力は、今後の我が国の ODA 外交において重要な検討課題となる。一方で、基本方針である「非軍事的協力」に基づき、このような海上保安能力強化支援の対象となりうる軍隊や軍関係者への支援をいかに実施するかなど、相手国のニーズやガバナンス能力、周辺国の外交・安全保障環境等も踏まえた慎重な検討が必要と想定される。本検討は、このような ODA 外交にも資するものである。

3. 事業の実施状況（2ページ程度）

3.1 Task1：基礎的情報収集

基礎情報収集として、各国（米国、欧州、カナダ、豪州、中国）における、海洋管理計画、安全保障関連政策及びシーレーン関連政策の整理を実施した。加えて、各計画及び製作に関連する体制及び予算に関する情報整理を行った。また、情報発信を目的としてこれらの情報をインターネットを通じて発信する仕組みの構築と運用を実施した。

3.2 Task2：国連等を通じた国際海洋秩序構築

「開かれ安定した海洋」（＝広義の安全保障）に資する海洋ガバナンスの実施を目的として、近年の我が国周辺の海洋に関する外交・安全保障上の諸課題（東シナ海・南シナ海の諸課題、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、海洋関連国際機関におけるプレゼンス向上等）を整理した。そして、これら特定した諸課題に対して、国際法や国際枠組みに基づいた、国際機関を通じた発信や周辺国との国際協力の可能性について検討を実施した。具体的には、海洋環境や持続可能な開発等の普遍的価値に基づくアプローチの先行事例の情報収集・整理を行い、国際的動向を把握するとともに、国内外の有識者や実務者との意見交換を踏まえ、政策提言の方向性を提示した。

3.3 Task3：シーレーン確保、海賊対策

ソマリア沖・アデン湾周辺国の海賊対策の情報収集として、海賊の発生状況、対象国の海上法執行機関の組織・体制等の情報収集・整理、歴史的背景を踏まえた海賊の位置づけの整理を実施した。

3.4 Task4：海洋安全確保における日米協力

「(1) 宇宙と海洋の連携による我が国の海洋安全保障への貢献方策」と「(2) 日米同盟に基づく ASEAN や豪州を含めたアジア太平洋の海洋秩序構築のあり方」の2つの観点について、政策的な動向、現状の課題、既存の取り組みなどを整理するとともに提言の方向性を検討した。

3.5 研究会の設置と運営

安全保障・外交政策研究に関するバーチャルな「海洋ガバナンス研究会」を、三菱総合研究所と東京大学の連携の下に設置し運営した。

海洋ガバナンス研究会構成員

担当	氏名	所属	専門
主査	城山英明	東京大学公共政策大学院院長 教授	国際行政学、科学技術行政
構成員	奥脇直也	明治大学 教授	海洋環境・国際法
	橋本靖明	防衛省防衛研究所政策研究部 部長	宇宙安全保障
	河野真理子	早稲田大学法学学術院 教授	国際法
	金田秀昭	岡崎研究所 理事	海洋安全保障
	西本健太郎	東北大学大学院法学研究科法学部 准教授 (東京大学公共政策大学院 非常勤講師)	海洋政策
	許淑娟	立教大学法学部 准教授 (東京大学公共政策大学院 非常勤講師)	海洋政策
	菅野直之	東京大学公共政策大学院 特任助教	海洋政策

	永井雄一郎	東京大学公共政策大学院 特任研究員	日米安全保障
事務局	早稲田聡	株式会社三菱総合研究所 主席研究員	海洋分野等国際情勢分析

3.6 ワークショップの開催

2015年11月に「Task2：国際海洋ガバナンス」、2016年1月に「Task4：海洋安全保障における日米協力保協力」を主要テーマとしたワークショップをそれぞれ都内で開催した。

3.7 国際会議等への参加

2015年10月に OCEANS'15（於：米国ワシントンDC）、2015年11月に Sustainable Ocean Summit 2015（於：シンガポール）に参加・発表し、海洋関連の最新国際動向の情報収集・情報発信を実施した。

さらに、2015年7月に、Global Ocean Commission（於：英国オックスフォード）、World Maritime University（於：スウェーデンマルメ）を訪問し、海洋ガバナンス、海洋安全保障について情報収集・意見交換を行った。

3.8 専用ウェブサイトを通じた国際情勢情報の提供

インターネット上のウェブサイトを構築し、海洋安全保障・ガバナンスに関する国際情勢情報を提供した。

3.9 海洋ガバナンスに関する理解増進

上記のようなワークショップの開催、ウェブサイトからの情報発信を通して、積極的な対外発信に努め、新たな外交課題としての海洋ガバナンスに対する一般国民の理解増進に努めた。

4. 事業の成果（公開部分のみで2ページ程度）

4.1 Task1：基礎的情報収集

基礎情報収集として、各国（米国、欧州、カナダ、豪州、中国）における、海洋管理計画、安全保障関連政策及びシーレーン関連政策の整理を実施した。海洋管理計画については、近年環境に関する関心の高まりから、環境保護の観点から海洋行動計画を策定していることが確認された。また、安全保障関連政策については、米国に代表される様にアジア太平洋地域へ重点が置かれつつあることが確認された。シーレーン関連政策については、ソマリア湾・アデン沖及びインド洋地域における活動に関する政策が確認された。

4.2 Task2：国連等を通じた国際海洋秩序構築

【海洋に関する外交・安全保障上の諸課題の整理】

「開かれ安定した海洋」（＝広義の安全保障）に資する海洋ガバナンスの実施に向けて、特に我が国として取り組むべき課題を、最新動向の情報収集や国内外の有識者との意見交換を踏まえ、特定した。具体的には、東シナ海及び南シナ海の諸課題（セキュリティ上の課題に加え、境界画定、フィリピンによる仲介裁判、そして無秩序な資源開発の抑制等、我が国に限らずグローバルコモンズである海洋への国際的対応が求められる）、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の課題（適切な漁業資源管理に加え、大量破壊兵器関連物資の密輸やテロ等の温床ともなり、公海上での管理・国際協力を含め対応が必要）を重要課題として特定した。また、これら課題の解決において日本の主張を実現するにおいては、海洋関連の国際機関における日本のプレゼンス・発言力の維持・向上も重要であり、同じく課題として設定した。

【先行事例の整理】

特定した諸課題に対して、海洋環境や持続可能な開発等の普遍的価値に基づくアプローチの先行事例の情報収集・整理を行い、国際的動向を把握した。特に、海洋保護区（MPA）の設定により国境離島等を保護し、UNCLOS上の「義務」に基づく領土・領海・EEZの保全に諸外国が取り組んでいる事実を確認した。特に、海洋保護区の協力交換・姉妹海洋保護区の認定協定（米国-キリバス間）は、主権国家が互いにその正当性を認定し共同で科学調査・保全を行うという取り組みであり、注目に値する。また、海上警備行動の国際協力、法的アプローチの事例も整理した。特に大洋州で行われている Nieu Treaty 1993 に基づく Joint Law Enforcement では、豪州等がトンガ等の協定国の管轄内で海上警備活動を行うことが可能となっており、警備能力や体制が十分ではない周辺国との協力強化による海洋ガバナンス実現が可能な法的アプローチとして有用性を確認した。

【政策提言の方向性の提示】

上記を踏まえ、国際法や国際枠組みに基づいた解決に向け、国際機関を通じた発信や周辺国との国際協力の可能性について検討を実施し、提言の方向性を提示した。

①国際標準に基づく海洋資源開発・保全の推進：国際海底機構（ISA）の行動規範に貢献する、科学的根拠に基づく政策提言の実施。具体的には、SIPの成果の国際標準化、国家管轄圏海域外の海洋生物多様性（BBNJ）の議論への貢献により、無秩序な海洋資源開発、海上構造物建設の抑制をバックアップすることが期待できる。

②「海洋友好国」の拡大（隣国との「海洋ガバナンス」協力の強化）：海洋保護区の計画、調査、管理の周辺国との共同実施・相互認定。また、IUU 漁業規制に係る国際協力として、アジア大洋州の違法操業

管理の法的、技術的支援に加え、Joint Law Enforcement のような包括的な法的枠組みも選択肢である。

③海洋人材育成、諸外国と対話できる環境の維持・拡大：世界海事機関（IMO）等の国際機関でのリーダーシップ発揮、人材育成の推進。また、国連教育科学文化機関 政府間海洋科学委員会（IOC-UNESCO）は、海洋科学技術協力に基づく交流・相互理解醸成等につながり、外交的関係構築において特に重要であり、今後も我が国の海洋外交の柱として貢献・活用することが望ましいと考えられる。

4.3 Task3：シーレーン確保、海賊対策

【海賊の発生状況】

全世界の海賊事案の発生件数は減少傾向にあるが、これは、ソマリア沖・アデン湾の海賊事案発生件数の減少が寄与しているところが多い。一方、東南アジア海域を見ると、海賊発生件数が増加傾向である。

【対象国の海上法執行機関の組織・体制等】

ケニア、タンザニア、ソマリア及びセーシェルでは、海賊対処に対する国内法整備がされており、対応する組織も構築されている。一方、ジブチ及びオマーンでは、対応する組織は構築されているものの、国連海洋法条約に準じた国内法はなく、公海上では、自国船又は自国民と無関係であれば対応せず、監視活動にとどまる。イエメンは、公開情報では状況が確認できなかった。

【歴史的背景を踏まえた海賊の位置づけの整理】

公海条約と海洋法条約における海賊行為の定義は厳格であり、また協力義務についても具体的な内容が示されなかったことから、東南アジアやソマリア沖における「海賊」の脅威に対応するためには、これを保管する制度の構築が必要になった。協力義務の内容は、こうした制度構築を通じて補完されてきたといえる。このような、海洋法条約を個別の制度が補完し、さらにその補完を通じて海洋法条約の解釈を明らかにするという関係は、海賊取締という限定的な文脈にはとどまらないはずであり、今後の海洋ガバナンスを考える上では、こうした構造を踏まえた議論が必要であると思われる。

4.4 Task4：海洋安全確保における日米協力

「(1) 宇宙と海洋の連携による我が国の海洋安全保障への貢献方策」については、MDA の定義や我が国における MDA に関する動向をまとめるとともに、実現に向けた技術的課題を整理した。「(2) 日米同盟に基づく ASEAN や豪州を含めたアジア太平洋の海洋秩序構築のあり方」については、現在の地域における課題例を整理するとともに、既存の我が国の同地域における支援策と同地域における多国間協力の枠組みを調査・整理した。

以上の調査・整理結果をもとに、それぞれについて以下に示す観点で提言の方向性をとりまとめた。

「(1) 宇宙と海洋の連携による我が国の海洋安全保障への貢献方策」

- MDA における日米協力
- アジア太平洋地域における海洋情報の共有に向けて

「(2) 日米同盟に基づく ASEAN や豪州を含めたアジア太平洋の海洋秩序構築のあり方」

- 国際法に基づく開かれた地域海洋秩序の形成
- 地域における海洋安全保障能力の強化
- アジアパシフィックからインドパシフィックへ

5. 事業成果の公表

本事業の一環として行った対外発信及びその成果は、以下の通りである。

5.1 東京大学・三菱総合研究所 国際海洋秩序と海洋安全確保ワークショップ「海洋ガバナンス・海洋セキュリティを巡る動向と展望」

日時：2015年11月5日（木）13:00-16:30

場所：東京大学本郷キャンパス情報学環・福武ホール

主催：東京大学公共政策大学院、株式会社三菱総合研究所

概要：

海洋空間は国際公共財であり、領土・領域保全、安全保障、国益・国際利益確保の観点から重要性を増している。本ワークショップでは、国内・海外の有識者を招聘し、海洋ガバナンス、海洋セキュリティの2つをテーマとして、最新情報も踏まえた公開討論を行った。

プログラム構成：

第一部：海洋ガバナンスと海洋セキュリティを巡る動向（講演）

第二部：海洋ガバナンス（パネルディスカッション）

第三部：海洋セキュリティ（パネルディスカッション）

5.2 東京大学・三菱総合研究所 国際海洋秩序と海洋安全確保ワークショップ「アジア太平洋地域における海洋安全保障協力」

日時：2016年1月9日（土）13:00-16:30

場所：東京大学本郷キャンパス情報学環・ダイワハウス石橋信夫記念ホール

主催：東京大学公共政策大学院、株式会社三菱総合研究所

概要：

本ワークショップでは、国内外の専門家・有識者を招聘し、海洋安全保障と日米及びアジア太平洋地域の国際協力をテーマに公開討論を行った。特に、宇宙利用も含めた海洋情報の収集やその共有のあり方、日米協力を中核としたアジア太平洋地域の海洋秩序の形成等について最新動向を踏まえた議論を行った。

プログラム構成：

第一セッション：宇宙との連携に基づく情報共有と海洋安全保障

第二セッション：アジア太平洋地域の海洋安全保障をめぐる日米及び地域協力

5.3 OCEANS'15 MTS/IEEE Washington

日時：2015年10月19日（月）～10月23日（金）

場所：Gaylord Resort & Convention Center（米国／ワシントンDC）

概要：

海洋に関する世界最大規模の国際学会である OCEANS において、本事業のテーマである海洋ガバナンスに関する論文投稿及びテクニカルセッションにおける発表を行った。具体的には、「海洋ガバナンスにおける海洋情報とデータの活用」をテーマとして、武藤正紀 研究員による発表を行った。投稿論文及び

発表は、世界各国 2,000 名以上に及ぶ本学会の参加者への情報発信となり、セッションの参加者との質疑・意見交換を通じ、国際的観点からの貴重な示唆を得ることができた。

5.4 専用ウェブサイトを通じた国際情勢情報の提供

本事業の情報発信として、ESPRIT “Emerging Strategic domain Policy Research Platform In international relationship” <http://www.space-cyber.jp/> を開設し、本事業のワークショップの活動報告、国際情勢情報の提供を行った。

項目

- ✓ 欧州のシーレーン関連政策
- ✓ 欧州の安全保障関連政策
- ✓ 欧州の海洋管理計画
- ✓ 米国の海洋管理計画
- ✓ 米国の安全保障関連政策
- ✓ 米国のシーレーン関連政策

6. 事業総括者による評価（2ページ程度）

以下に、事業総括者による事業の進展、成果についての評価コメントを記載する。

本補助金の目的は、「外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、同調査研究機関の情報収集・分析・発信・政策提案能力を高める。このことを通じて日本の総力を結集した全員参加型の外交を促進し、以て日本の国益の更なる増進を図る。」とされている。さらに、平成24年8月にまとめられた「日本における外交・安全保障関係シンクタンクのあり方について～外交力を強化する「日本型シンクタンク」の構築～」と題する提言においては、下記のような提言がなされている。それぞれについての現状での進展状況について記す。

全般評価

有識者より提言	進展状況、評価
「日本型シンクタンク」として「新たな官民協力モデル」となるシンクタンクの構築	従来にない産学連携によるシンクタンク機能の協力モデル事業を実施中。平成25～26年度において、宇宙・サイバーセキュリティ分野にて実施済み。平成27年度は、新たに海洋分野においてその礎を築いているが、持続・発展的な組織とするには更なる活動の活発化が必要であり、次年度への課題と認識する。
官民の壁を越えた「外交・安全保障コミュニティ」の形成	海洋分野におけるコミュニティの形成は進んでいるものの、さらに多くのステークホルダの関与が必要と認識。次年度への課題とする。
「グローバルな連携推進力」の強化	米国、欧州、アジアにおいて、それぞれ海洋分野のネットワーク形成をしており、次年度はその拡充を目指す。

以下に、個別の実施事項に関する評価を記す。

【基礎的情報収集、調査研究】

東京大学城山教授のもと、外部有識者を含めた政策研究プラットフォーム「海洋ガバナンス研究会」を設置し、活動を行っている。研究に必要な基礎的情報収集分析については、主要国の海洋管理計画、安全保障関連政策及びシーレーン関連政策、国連等を通じた国際海洋秩序関連、シーレーン・海賊対策関連、海洋安全保障確保における日米協力関連の情報を収集整理した。これらの情報収集分析は、一過性のものではなく、継続して実施することが肝要と理解する。一方で、必ずしも研究会活動が活性化されているわけではなく、今後の活発な議論を誘引する工夫が必要であると認識する。

【諸外国シンクタンク及び有識者とのネットワーキング】

海外研究機関への訪問、国際会議への参加、主催ワークショップ等への海外研究者の招聘を通じ、諸外国シンクタンク及び有識者とのネットワーキング形成は十二分に実施できているものと判断する。

【ワークショップの開催】

東京大学を会場する2回の国際ワークショップの開催、国内外の研究者との議論を通して研究を深めるとともに、対外的にもその成果を発信している。海洋ガバナンス、海洋安全保障に関わる著名な有識者を国内及び海外の大学、研究機関、政府機関、国際機関等から招聘するなど、多大な関心を招き、各ワークショップともに盛況な開催となった。

ワークショップ開催ノウハウ、登壇者へのネットワークも構築でき、今後も有意義なワークショップ開催を行っていく。

【外交・安全保障問題に関する理解増進】

プロジェクト情報発信ウェブサイトについて、平成25～26年度の宇宙・サイバーセキュリティ事業のウェブサイトをベースに大幅リニューアルを講じて、見やすさ、アクセス性等を高めるとともに、主要国の関連情報を計画的にアップロードした。

次年度にあたっては、アップロード情報をさらに充実化させて、情報発信ツールとしての機能を加速させる所存である。